

女性特有のがん検診無料クーポン券について

女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）検診に対して、早期発見と正しい健康意識の普及・啓発により健康保持及び増進を目的に実施が国で決定されました。

対象者の方に、子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳の配布を行い、検診の受診促進を図ります。対象になる方には、8月下旬頃、個別通知でお知らせします。

（１）子宮頸がん検診の対象年齢女性

年 齢	生 年 月 日
20歳	昭和63年4月2日～平成 元年4月1日
25歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
30歳	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
35歳	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
40歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日

（２）乳がん検診の対象年齢女性

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
45歳	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
50歳	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
55歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
60歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日



税務課のお知らせ

問合せ／町民税担当 ☎ 991-1833

町県民税の制度が変わります

1. 寄附金税額控除の対象範囲が広がります

寄附金税額控除の対象範囲が、都道府県、市区町村、埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉県支部に対する寄附金に加え、埼玉県内に主たる事務所がある特定公益増進法人（学校法人、社会福祉法人、更生保護法人等）に対する寄附金や財務大臣が指定する寄附金（国立大学法人、公立大学法人等）などが寄附金税額控除の対象となります。詳しくはお問合せください。

2. 新たな町県民税にかかる住宅ローン控除が新設されます

現行の町県民税にかかる住宅ローン控除は、税源移譲に伴う経過措置として平成11年から平成18年まで居住された方を対象に適用していますが、昨今の経済事情を考慮し、平成21年から平成25年までに居住された方においても適用されることとなります。原則、町に対する申告は必要ありません。お勤め先から町に対する給与支払報告書（住宅ローン控除を含んだもの）の提出又は税務署への確定申告書（住宅ローン控除を含んだもの）の提出がされれば、自動的に措置されます。

控除額の計算

次のいずれかの小さい額を控除することになります

ア. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

イ. 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（上限97,500円）

3. 上場株式等の配当及び譲渡益の軽減税率が継続されます

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の軽減税率10%（所得税7%・町県民税3%）の適用については、一部の経過措置を残し平成20年12月31日をもって廃止されましたが、昨今の経済事情から、軽減税率10%（所得税7%・町県民税3%）を平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間は延長されることになりました。